

石綿対策（大気汚染防止法関係）に関する意見交換会（R3.4.28）の結果

[日 時] 令和3年（2021年）4月28日（水） 14時～14時50分
[場 所] 滋賀県庁北新館5B会議室
[参加者] 災害時石綿調査協力者6名
滋賀県琵琶湖環境部長、同次長

（部長）

「石綿対策（大気汚染防止法関係）に関する意見交換会」の開催をご案内させていただいたところ、何かとご多忙の中ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。大変急な案内になりまして申し訳ございません。それにもかかわらずご参加いただきましてありがとうございます。

また皆様には、昨年8月に「災害時石綿調査協力者」の募集をさせていただきましたところ、応募いただいたところであり、重ねてお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、石綿対策につきましては、労働災害の観点の労働安全衛生法、大気環境の観点からの大気汚染防止法などの関係法令により規制されているところですが、このうち当部が所管している大気汚染防止法につきましては、昨年6月に大きな改正が行われまして、この4月1日、来年の令和4年4月1日、さらには令和5年10月1日というように段階的に施行されるということになったところです。内容としましては、建築物の解体に関して、規制の対象となる石綿の範囲の拡大とか、事前調査の報告義務など、非常に重要なものとなっております。

このため、この法の改正を踏まえまして、今後の県の石綿対策を進めていくにあたっての参考とさせていただくため、大気汚染防止法に基づく石綿対策に関して、現状や課題についてご意見をお伺いするために、本日の意見交換会を開催させていただいたところです。

県としましても、これまでから法の改正について、県ホームページで情報提供をしたり、関係する事業者の皆様へ通知を出させていただくなど、周知の取組をしてきたところですが、今後も、本県の実状を踏まえた、効果的な取組を進めていきたいと考えております。

本日は、皆さまが日頃の業務において石綿関係に携わっておられる中で、感じておられることを聞かせていただければと思います。どうぞよろしくお願い致します。

（部長）

次に、県からの情報提供ということで、お配りしている資料について次長から説明させていただきます。

（次長）

皆さん、有資格の調査者もいらっしゃいますので、特に一からということではありませんが、資料1、資料2とありますので、これからの話の参考にしていただくということで、ご紹介程度で説明させていただきます。

資料1は、県のホームページで、皆様に周知をさせていただいているもので、1ページの真ん中にありますように、大きく1から7の項目ごとに、それぞれポイントを記載させていただき、詳細な内容につきましてはデータなどを付けて、ご覧いただけるようにさせていただいております。日頃から見られている方もいらっしゃると思いますが、こうすることで皆さんにご覧いただけるようにさせていただいております。

個別の内容については省略させていただきますが、もう一つ、資料2というものがあまして、

当部環境政策課や、また労働局、大津市とも連携して、お知らせ等させていただいているものでございますし、3枚目のところにチラシのようなもののコピーをつけております。念のための確認ですが、今も部長も触れておりましたが、県の担当しております大気汚染防止法だけではなくて、厚生労働省が所管しています、滋賀県内というと労働局・労働基準監督署が担当している石綿障害予防規則の両方が歩調を合わせるように改正されて、それぞれの規制が強化されたということですので、簡単にまとめた資料ですので、ご確認いただきながら、これからの意見交換の際に参考にさせていただければと思います。

1ページの上のほうに、特に、今年、令和3年4月1日施行の分、それから来年の4月1日施行の分、あるいは5年10月1日施行の分、それぞれ段階を踏んで改正をされている内容がありますので、ご確認いただければと思います。特に共通というところを書いておりますように、来年4月1日からは、事前調査結果の行政への報告が義務化されるということがありますし、5年10月からは、事前調査の実施に当たっては有資格者による調査が義務化されるというようなことにもなっております。それぞれの石綿の度合いに応じた対応については、下のほうの表で整理しております。大きなことでは、レベル3という比較的飛散のおそれの低いものが今回加わったというのがそもそもの今回の大きな改正ですので、ご覧いただければと思います。

裏面を見て頂きますと、先ほど言いました石綿則と大気汚染防止法の規制内容について、両方がどうことで規制されているかを一覧表にまとめているものです。両方同時にやっていくこともかなりありますので、その点についてもご確認いただければと思います。特に、上の表の一番右端に、令和4年4月1日施行と、今も触れたところで、調査結果の報告につきましては、今、厚生労働省と環境省とで報告のシステム整備を進めておりますので、それが今年度中に完成した上で、両方に同時に報告できるシステムが来年4月から稼働するというふうに聞いておまして、それをもとに、元請業者様等が報告いただくということになりますので、そういう準備も進められているということでございます。

最後の紙は、厚生労働省の、今の石綿則の部分での周知のためのチラシということで作られているものです。

簡単なご紹介ですが、こういったことで進められているということで、内容を確認しながら、これからの意見交換においてご意見いただく参考にさせていただければと思います。

県としましては、まずは、こういった改正の周知、それからそれに基づいて法令に沿ってきちんと実施いただけるかどうかということが大事ですし、それから令和5年10月から有資格者による調査が義務付けられますので、有資格者たる調査者をいかに拡大させていくかということが、県としても大きな課題です。労働局と労働基準監督署が、同じ形で、若干趣旨は異なりますが、規制に係る対応をしていくということの中で、どう連携してさせていただくかということも、これからの部分もありまして、いろいろ進めているものもありますが、課題として残っているところでもあります。部長も冒頭申し上げましたように、事業者様、また資格をいただいている皆様から、これから進めるにあたってどういうことを課題としてお持ちか、また懸念されているかなど、いろんなご意見を今日はいただければと思います。

<参加者および県自己紹介>

(部長)

それでは、意見交換に移らせていただきたいと思います。テーマは、「石綿対策(大気汚染防止

法関係)をめぐる現状と課題」ということで、皆さん業務に携わっておられる中で、現状、それから課題をお伺いできるかなと思っています。

なお、案内にも書かせていただいておりますが、本日は、ご意見をお伺いするということを中心にさせていただいておりますので、ご質問には今日正確にお答えできない場合がありますので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、申し込み順に座っていただいておりますので、まず一通り、順にご発言いただければと思います。

(参加者A)

大防法に関わることは何でもいいのですか。

(部長)

結構です。

(参加者A)

外壁の塗材が、法律の改正でレベル3扱いになったと思いますが、現状、発注者や元請施工される方に、そこまでの周知ができていない状態で、レベル3になったということは、もっと簡単にできるようになったんじゃないかと認識持たれる方が多いのです。その説明がすごく難しく思っています。

(部長)

制度が変わって、仕組みが変わって、その周知ということですね。

(参加者A)

この4月まではレベル1で作業させていただいていたものを、レベル3になったということは、今までとはもっと簡単にできるようになったと思っておられる方が多い。その辺の扱い、説明の仕方が難しい。

(参加者B)

今、Aさんからあった件に付け加えますと、この4月から、外壁については届出がなくなったということもあって、緩くなったという認識をされている業者、元請さんがかなり多いんです。レベル3ということは、単に湿潤して削ってしまえばいいのでないかという考えの方も多くおられると思うんです。

今話がありましたように、それを説明させていただくんですが、そこまでする必要ないだろうという考え方の方が、大方、半分以上おられるというのも事実です。

あとは、今後アスベスト調査結果を届出するにあたって、今準備中ということだったのですが、システムが完成でき次第、知らせていただきたいと思っています。

(参加者E)

私のほうは、業務としてさせてもらっているのは、基本的には事前調査および建材の分析というところですが、調査の報告様式が不明瞭というか、定まったものが現状ではないので、どのようにとりまとめるといのは一応こちらでさせていただいているのですが、先ほど言われたように、国のほうでシステムを作られているということで、基本的には電子での届出がメインになってくるということでしょうか。

(部長)

そうです。

(参加者E)

公文書として紙面上でお客様に提出するのではなく、システム上に入力していくような内容に

なるのですか。

(部長)

今、そこまで、具体的にどういうふうになるかという情報がこちらにもなくて、聞いているのは、先ほど言いましたように石綿則と共通であるので、厚労省、環境省で調整をされて、統一のシステムを作ろうということで、今、それくらいしかつかんでいません。

いつ頃、その辺が見えてくるのか、まだわからない状態なんですけど、できるだけこちらもいろいろ情報収集していったって、その辺準備が円滑に進むようにしたいと思っています。

(参加者E)

滋賀県にとっては、今のところ自分でつくった様式で取りまとめてくださいよというものをつくるわけではないと。

(部長)

そうですね。共通のシステムができますので、それを様子を見ているところです。

(参加者F)

一つは、皆さんから出てるのですが、運用のところ、来年の4月1日からは電子で報告するような事前調査の報告のスタイルができると思うのですが、それまでの間、今年1年については、今までと同じようなやり方か、今年1年間はどこまでのことをやれば調査として認めていただけるのかというのが少し不明瞭であります。基本的には事前調査ということをやらないといけないうらなうとは思いますが、なかなかお客様も例えばご予算の関係であったりということで、責任の所在が不明瞭にというところがありますので、そのあたりの運用をどのように進めていくのが一番ベターなのかというのが懸案です。

そうしたご相談をいただいた場合に、滋賀県でいうとどちらのほうにご相談させてもらったらいいのか、現場で困ったことがあれば、県のほうからご指導いただいたりできるものなのでしょうか。

(部長)

大気汚染防止法の関係ですと、滋賀県の環境事務所で所管していますので、問い合わせの中身にもよるんですが、先ほども申し上げましたように、いくつかの法律が一つの作業に関わっておりますので、労働安全ということだと労働局になりますし、大気汚染防止法ですと環境事務所ということになりますので、その辺は具体の事例があったときにご相談ということになると思います。ホームページでも相談窓口とか出させていただいていますので、適宜対応させていただくということになります。

(次長)

このホームページの資料の1枚目の裏に、環境事務所の連絡先を入れさせていただいています。

(参加者C)

現状ということで、まずは、この法改正を4月からされていますけれども、全くとして現場のほうに浸透していない、というのが現状。以前から石河部長には何年も前からお伝えさせてもらっています。外壁材に関しては、2018年からどのように取り組むのかということで、県庁のほうに、指示するように周知が出てました。それもしていない。現状、このコロナの中で、これだけの人数を集めて、こういう意見交換会の場を持つこと自体間違い。現状把握の前に、職務怠慢をしていることだけ事実として認めないといけない。

全部、書類いただけてますけど、これ、滋賀県にもらいましたけど、全部後手です。外壁材がどうのこうのと言う前に、解体届出書が出た時に、事前調査報告書、誰が調査したとか、こうい

ったことはレベル1までは、報告しないとといけない義務があるんですね、改正される前から。それをしていないのは石河部長の責任ですよ。その辺をどのようにしていくかというのは3年前からお伝えさせてもらっています。こんな時間とっていただいても解決策になっていない。これが現状。

課題としては、今でも解体がされていたり、リフォームとかの場合、4月に改正して施行されますが、そういうことを知っておられるにもかかわらず、手は届いていません。それをどうすべきか。パトロールするとかですね。その重要性が出てくると思います。そこで県庁の方が、ここまで全県を対象にしてできることはないと思うんです、滋賀県中を。何のためにここにいらっしゃる方がいるんだということを理解していただいて、こういう意見の場に来ていただける、皆真剣に取り組んでおられる方ばかりなので。これだけ組んだら滋賀県皆まわれますわ。県の職員だけでは当然無理でしょう。そういった意見は前からお伝えさせてもらってます。法が変わったとか、その前から、2018年から言われている話です。それを今になってやってること自体間違いです。議事録しっかりつけてください。

あなたたちがどうこうする前に、あなたがどうするかです。何もしてないじゃないですか。今意見出た話、全て前からお伝えしてますよ。何かしましたか。

(部長)

先ほども言ってますように、法の周知ということはしています。

(参加者C)

行き届いていません。これは前からお伝えさせてもらっている。何でいまだに解体とかされているのですか。

(部長)

2月に、各事業所さんに、その辺の通知はさせていただいております。

(参加者C)

それ何で2月にしたの。2018年から言われているはずですよ。義務化になりましたと言う前に、既に石綿に関しては義務なんです。レベル3まで増えましたって、1、2については前からです。そうですね、それでも解体行われているのですよね。これ知ってますよね。何もしてないですよ。

どうするかこうするか、課題といたら、この人達にどう周知するかです。今の周知の紙を送ったというだけでは、周知できてないわけですよ。ではどうするか、パトロールでも何でもしてください。前もお伝えしましたよね。どのようなパトロールをしたかという結果を教えてくださいよ。したとおっしゃいましたよね、前に。その結果もまだわからないでしょう。してないからなんです。できることないし。あなたたちは免許持ってないし。

以前もお伝えしました、アスベスト診断士と調査者の違いもわかっておられない。法律のこともわかっておられない。今でもそうですね、林さん義務化になりましたと説明された。前から義務化です、石綿に関しては。範囲が広がっただけで。届出だけでなく事前調査報告書も最初から義務化です。表示看板も義務化です、もともと。そのことを理解されてない。

現状の把握もちゃんとしていく、課題も、もうわかってることだから、これをどう意見聴いたところで、していただけるならお答えしますけど、何も変わっていない。こうしてこれだけ来てくれたんですよ。

(部長)

それで、そういうご意見をお伺いして、参考にさせていただきたいと存じます。周知もこのよ

うに一定させていただいているところです。

そういう内容の意見をお伺いしながら、県としての取組を考えていきたいというふうに考えています。

冒頭申し上げましたように、質問に全てお答えできない面もありますが、県の姿勢としては、しっかりと取り組むということでさせていただいてますし、ご意見は伺っています。

(参加者C)

3年前から同じこと言ってますよ。ずっと同じこと言ってますよ。今回変えるためにみんな集まってもらったのと違うのですか。

(部長)

法の改正を機会に、さらにするということです。

(参加者C)

法の改正の前からもうなっていた。そうは思いませんか。立入検査されたときでも、どこに石綿があるかわからない人達に来るんですよ。ここはみんなプロフェッショナルですよ。活用して考えた方がいいのと違いますか。お宅らにはできないんだから。

(部長)

県としても職員のノウハウの習得とかは順次進めていってます。

(参加者C)

職員の人2人試験受けに行かれましたが、2人で滋賀まわられるのですか。

(部長)

順次進めていく。そこはしっかりと取り組みます。

いろいろご意見あると思いますけど、県としてもしっかりと取組を進めていきたいというのが基本的な考えです。ご意見、現状はまた聞かせていただきたいと思います。

(参加者D)

やはり、まだまだ知らないでられる。先ほど、Aさん、Bさんが言われた、レベル3になったのでちょっと安易な考えとか。

事前調査に関しましては、「これも取らなあかんの、また何ぼいるやんか」とか。こちら側としても極力、予算もありますし、抑えてはやりたいんですが、例えば、どこまでとっていいのか、これは取らないといけない、これは必要ないとか、その辺も、平米数によって施工方法も変わりますので、取っておかないと、余計に高つくとか、そういう説明しかできないので。

その辺は、早いこと、最低これだけ取れとか、施工方法に関しては、その後どう対処するのかということになってきますので、早いとこ返答いただきたい。

いつぐらいに、これはとりなさい、これはいいですとか。

(部長)

その辺のスケジュールはまだ。

(参加者D)

お客さんに対してそう説明していいんですか。県がこう言っていると。あやふやになるんですね。しっかりとした答えを出してあげないと。それならこれも取らなくていいのではとなってきますよね。

(参加者A)

今の話とよく似た話になるのですが、申し訳ないんですけど、今年に入ってから、湖北と高島の環境事務所に行かせてもらったことがあったんですけど、この4月で担当が変わっておられる

んです。担当者が変わられたというところで、法改正のことをしっかりわかっていない。返答に待ってくれというふうに言われたことがあって、その辺の県としての環境事務所への指導というものをしっかりしていただかないと、僕たちが実際困ってしまうということがあります。

(参加者B)

先ほどDさんからあったんですが、どこまで分析するかというのも、一応、法改正の中では、アスベスト入っているとみなして作業すればいいとなっているんですけど、物件が大きくなってくると、何でもかんでもみなしていると、その費用、当然高くなってきますし、そういうところの一貫性があやふやになるというか、きちっとどこまで分析すべきかというのも明確にする必要があるんじゃないかということを思っています。

そういったところも、大手企業さんでしたら、ある程度説明をすれば分かっていたんですけど、話のわかる人ばかりでもありませんので、そういったところを県として、「ここまでしなさい」という指示を頂けると、こちらとしても動きやすい、説明しやすいということかと思えます。

(参加者E)

確かにどこまで調査して、どこまで原材料を分析して調べるというのは、非常に難しいと感じることはあります。私個人も調査者の所掌している範囲で実施していくのが現状ですね。

そこが、個人個人の判断基準が違ってくるので、ここはよかったけど、あっちの業者さんはそんなことしなくてもいい、ということになると、それはそれで問題になるかなと思います。

(部長)

ばらつきが出てくると。

(参加者E)

そうですね。やはりどうしてもお金のかかる話にはなるので、難しいところは出てきますけど。

処分場さんから、みなし建材で処理したんだけど、分析結果がいないと言われてしまったというようなことを聞いたりする。その辺の連携はされてはいないんですかね。クリーンセンターだったりとか。「分析結果ないと聞かれたんだけど、これやっぱりいるの」と聞かれたりして。明らかなスレートとか、フレキシブルボードとか。

(部長)

解体されて、持って行って、処分場のほうで何か言われるということですか。

(参加者E)

そうですね。こちらは明らかに含有が見受けられるので、みなし建材として判断しているんですけど、そういった問題もありましたので、せざるを得ないケースも出てくるのかなということで、その辺、処分場との話もあったらどうかと思います。

(参加者F)

全体の質問的なことでお聞きしたいのですが、今回、大気汚染防止法、石綿障害予防規則もそうですが、滋賀県がお聞きされているのは、解体工事のところも全て含めた形で大気汚染防止法について意見交換ということですか。事前調査の関係だけでなく、どこまでのお話の内容だったかなと。

(部長)

はい。大気汚染防止法全体は私たちの所管ですので。今日は、「石綿対策(大気汚染防止法関係)」とさせてもらってますので。今回の改正が解体の内容が多いのでその話が多いのですが。

(参加者F)

そうですか。先ほどEさんがおっしゃられたように、廃棄物の受入れのところで、きちんと分析機関としてみなし建材だけれども、受け取ってもらえなくて、エビデンスとして分析結果が必要やからというお問い合わせは、確かに何件ありました。今後も多分出てくるんだろうな、レベル3のところまで確認をしていかないといけなくなると、それは多分、増えるんだろうなと思います。

それと、やはり、解体の意味ですね。飛散防止を必要とされるところについても、一番最初にAさんがおっしゃられていたことと同じなんですけど、やはりレベル1と言われるものが何なのか、レベル2と言われるものがどれを示すのかというのも、なかなかその判断として、担当者によって変わったりするところもあるんじゃないかと思ったりするところもあります。

(部長)

レベル1、レベル2の判断ということですね。

(参加者F)

外壁の塗材についても、レベル3という扱いになりましたけれども、解体工事のレベルでいくと、工事の方法によって、レベル1に近い工法になるのか、レベル3に近い工法になるのかというのが出てくるかと思うんですけど、そういったところも少し不明なところもあったりするのかなというのは感じます。

今回新しく、令和3年3月にマニュアルが出されましたよね、厚生労働省と環境省から。あの中にレベル1、レベル2、レベル3という区分が分けられて一覧表があったと思うんですね。改めてそのマニュアルの中には、塗材だけ分けたラインがあったと思うんですよ。そのあたりが、どういうふうに、法改正とか、レベル3になるとかおっしゃてましたが、マニュアルにはわざわざ分けて書かれていたんじゃないかなと思うんです。そのあたりの取扱いもその都度確認させていただかないといけなくなるのかなというところは感じました。

(部長)

次長から何か聞きたいことはありますか。

(次長)

先ほどもおっしゃてましたように、事前調査自体は、これまでから義務になっていて、4月からというのは報告が義務になるんですけど、調査自体は義務化されていて、それをちゃんと県が全容を把握しているかという、確かにそこまで、できていないというのが現状ですので、それはもういろんな形で、どういう形でやるか、遅ればせながらなんですけど、進めていかないといけないというふうには思ってます。

今日、具体があるわけではありませんけど、引き続き、これから検討していきたいと思えますし、冒頭も申しましたように、今後県内でも、ざっくりした話、1年に2万件くらい対象となる解体工事が生じるという話もある中で、有資格の調査者の方を、今わかる範囲で22人くらいいらっしゃるようなんですけど、それもきちっと業務としてやられている方、いろんな方がいらっしゃると思いますので、今、コロナもある中で、どういう形で増えていくように、こちらとしても考えたらいいのかと思っています。

特に令和5年10月からは、そういった方の調査が義務化されるということと、それをきちっと県のほうでも、どういうふうに見ていくかということがありますので、そういったことでも何か、もしご意見なり、思うところ等ありましたらいただけるとありがたいと思います。

(参加者E)

調査者の資格講習は労働局がやられてるんですか。

(部長)

調査者の資格は、厚生労働省、環境省、国土交通省の3省の仕組みでされています。国のほうで仕組みをつくってされてます。県内でいうと滋賀労働局でされています。

(参加者E)

特定と一般があって、特定は国の専門の協会ということで、一般のほうだけ増やしていこうということですか。

(部長)

そういうことではなしに、できるだけしっかりと調査をしていただける方を増やしていくということなんです。

(次長)

講座とかが限られていますので、そういうのを特に厚労省とかと相談しながら、どういった形でもっと広く、大量にそういった場を設けていただけるのか、県の関係機関とも関りがあるのかもしれないし、これも遅れているんですけど、強力に相談していかないといけないと思っていますところなんです。

まだ周知が全然足りないというお話もありましたので、それはそういう面が現実ちょっとあって、急がないといけない面があるんですけど、今、皆さんのところで、調査したいけど有資格者の人にいきわたらないとか、何かそういうことで、いろいろとお問い合わせなり、お話というのは日常あるのでしょうか。そこまでの認識も皆さんまだ行き届いてないということなのかもしれませんけど。

今の段階でも資格のある方が調査されることが望ましいことではあるので、既に資格を持っていただいている皆さんのほうに問い合わせとか、そういういろんな関りとか、今どんな状況なのかなというのが素朴に思ったりする面もあるんですけど。

(参加者E)

問い合わせは多いですね。やはり3月頃から。4月からどうなるのとか、資格者じゃないと調査できないのとか、ありますし。現状、他府県とかでは調査者の資格者でないと調査できないよになるのかなという形でお問い合わせいただいたりということはあったりします。

あまり多くはないかなという印象です。

(参加者F)

一つお聞きしてよろしいですか。これからの法改正の中で、規模として80m²以上とか、100万円以上とか、というようなところがありますよね。そうやってきた場合に、公共施設だけでなく、一般の住宅であったり普通のお家とかも、もちろん対象になるんですよね。

(部長)

ええ、そうです。

(参加者F)

こちらについても、行政のほうから今の情報の発信というのは、一般の方たちにもご案内するということになってるんですか。

(部長)

一般の方に知っていただくということが必要ですので、ホームページとかで誰でも知っていただけたらとか、できるだけその辺わかりやすく端的にわかっていただくチラシを作ったりとか、そんなことをやっているところです。

おっしゃるように、まだあまり知られていないという実態があるかもしれませんが、そこはで

きるだけ、周知できるように取組を進めていきたいと思っています。

(次長)

関わっていただいている業者さんにまず知っていただく、皆さんも含めまして、その方に知っていただくことがまず先決な面もありますので、情報自体は流させてもらったりもしてまして、今後も頻繁にしていけないといけないなということは、当たり前ですけど、それは思っているところです。

(参加者F)

こちらのご案内のこの資料ですね、右の上の方に、「滋賀労働局、滋賀県、大津市より重要なお知らせ」と書いていると思うのですが、これは3つの行政さんでご相談されて何かあったということなんですか。

(部長)

これは、冒頭言いましたように、例えば、石綿関係、解体関係でいうと、石綿障害予防規則、これは労働安全の関係、それから大気汚染防止法の関係、これが滋賀県と、大津市のエリアは大津市が所管ということになっておりますので、今回、大気汚染防止法の関係と石綿障害予防規則の関係とございますので、その両方が協力して、一緒のものでお知らせする必要があるだろうということで、労働局と、大気汚染防止法の関係では県と大津市で相談して、共通のものを作って出させていただいたという経緯です。

(参加者F)

大津市さんについては、こちらの内容はほぼ了解されてると。

(部長)

そうですね、はい。

(参加者F)

わかりました。

(部長)

ほか、よろしいでしょうか。特によろしいようでしたら、最初にも申し上げましたように、大変みなさんお忙しい中、またご指摘もありましたようにコロナの状況の中で、ご足労いただきまして本当にありがとうございます。

県としてもできることから精一杯やっていきたいというつもりですし、今後とも必要な対策はきちっと取組を進めたいと思っております。

滋賀県の現実、現状を踏まえて、より効果的な対策といったことで考えていきたいと思えます。今後とも、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

大変お忙しいところ集まっていたいただきまして、本日はどうもありがとうございました。